

業務部速報



No. 15

発行 21. 7. 16

JR東労組 業務部

申
4
号

「業務委託駅における人身事故等が発生した場合の現地責任者業務の委託範囲について」に関する申し入れ 提出!!

6月17日、会社から「業務委託駅における人身事故等が発生した場合の現地責任者業務の委託範囲について」の説明を受けました。「さらなる輸送品質の向上を図るために、管理しているエリア内の業務委託駅に駆けつけて、現地責任者業務を行える運用とする」と示されていますが、安全を確保し命を守ることが出来るのかと強い問題意識があります。

また、2014年以降、労使間で議論して議事録確認を締結している内容です。

JR東労組は、安全を第一とするJR東日本グループをつくり上げるために、団体交渉を行っていきます。

見直し案

箇所
駅務責任者が泊体制をとっている業務委託駅及び、そのエリア内の業務委託駅

現行

箇所	人身事故等が発生した場合の現地責任者業務
駅務責任者が泊体制をとっている業務委託駅	運転士が一次的な現地責任者を担い、業務委託駅社員（駅務責任者に限る）が二次的な現地責任者業務及び最終的な安全確認を行う。
上記以外の業務委託駅	運転士が一次的な現地責任者を担い、管理駅社員等が二次的な現地責任者及び最終的な安全確認を行う。

要求項目

1. 「その管理エリア内の業務委託駅」に委託範囲を拡大する根拠を明らかにすること。また、安全レベルが低下しない根拠を明らかにすること。
2. 駅務責任者が泊体制をとっている業務委託駅を明らかにすること。また、今後委託範囲を拡大するスケジュールを明らかにすること。
3. 駅業務委託会社において教育責任者を配置している会社名を明らかにすること。
4. 駅業務委託会社における安全教育等を充実させるとともに、JR本体として駅業務委託会社の安全教育等の内容を把握できる仕組みを構築すること。
5. 駅業務委託会社のプロパー社員が現地責任者を行う際の教育・訓練内容を明らかにすること。また、駅業務委託会社のプロパー社員が現地責任者を行う際は、駅業務委託会社内において、JR東日本本体の輸送職経験者から直接、指導・教育・訓練などを受けたうえで実施すること。
6. 「業務委託駅における業務の委託範囲拡大に関する申し入れ」に関する議事録確認（平成27年6月10日締結）締結までの労使の議論経過を踏まえ、安全と命を守る委託範囲の拡大とすること。

安全第一の企業文化をつくり出すために、職場から議論を巻き起こそう!!